平成２９年（フ）第４１号
広島県三原市中之町９丁目３番19号　サンシティ岡本201号
債務者　住田　翔平
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第４６号
広島県三原市幸崎能地４丁目12番５号
債務者　幸田亜希乃（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第９８号
愛媛県伊予郡砥部町重光224番地１　コーポ赤坂105号
債務者　日野　早苗
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
愛媛県松山市余戸東１丁目10番３号　フレニール45　Ｒ３号
債務者　白谷伊都子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
愛媛県新居浜市泉池町９番21号、前住所愛媛県新居浜市中須賀町１丁目３番3075号
債務者　高橋　範年
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１２０号
福岡県久留米市津福本町1683番地２　津福団地　９－２
債務者　原武正三郎
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２１号
佐賀市大財３丁目１番９号　ニューライフⅡ佐賀201号
債務者　重松　貴子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
鹿児島県南九州市頴娃町御領2961番地
債務者　瀬川小百合
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２６号
鹿児島県南九州市頴娃町御領2961番地
債務者　瀬川　和義
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２９号
鹿児島県枕崎市若葉町95番地　市営若葉団地204号
債務者　揚野　大作
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３８号
鹿児島県鹿屋市川西町3899番地４
債務者　田村ユウ子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
秋田市泉中央５丁目24番７号　アーバンライフイトー105号
債務者　小野　正亮
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００号
秋田市仁井田本町５丁目３番38号　アーバンティ中新田Ｄ－101
債務者　戸松富美子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８号
秋田県潟上市天王字ハラへ97番地　ハラへ団地５号
債務者　相馬日出男
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１号
秋田市新屋栗田町１番46－８号
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１号
長野県塩尻市大字桟敷546番地７
債務者　古畑　忠男
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１１２号
長野県塩尻市大字桟敷546番地７
債務者　古畑いづみ
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
長野地方裁判所松本支部